

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「書類審査」の下に「筆記試験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。